

平成29年(ラ)第628号 移送決定に対する抗告事件

(原審・大阪地方裁判所平成29年(モ)第918号 移送申立事件、基本事件・同裁判所平成29年(ワ)第3038号 債務不存在確認等請求事件)

決 定

大阪市天王寺区筆ヶ崎町2番8号

抗告人(基本事件原告)	近畿産業信用組合
代表者 代表理事	大本 崇博
訴訟代理人弁護士	山岸 正和
同	馬場 光太郎

[REDACTED] 相手方(基本事件被告) [REDACTED]

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

1 相手方は、基本事件につき、訴訟を和歌山地方裁判所に移送することを求める申立て(本件申立て)をし、原審は、民事訴訟法17条に基づき、これを認める決定(原決定)をした。

抗告人は、これを不服として本件抗告を提起し、原決定の取消し、及び、本件申立ての却下を求めた。抗告の理由は、①相手方において大阪地方裁判所に出頭することは困難ではなく、当事者間の衡平を図るために和歌山地方裁判所に移送すべき必要性はない、②抗告人が証人申請を予定している抗告人の前和歌山支店長の現在の勤務地は神戸支店であるから、出頭の負担を考慮すれば、大阪地方裁判所で審理することが適切である、③抗告人代理人が和歌山地方裁判所に出頭することとなれば、出頭のための時間を要するため期日指定できる日が制約され、訴訟進行が遅滞するというものである。

## 2 当裁判所の判断

- (1) 基本事件（本件訴訟）は、相手方が抗告人に対し定期預金等の債権を有するとして、抗告人和歌山支店及び本店に執拗に来店し、或いは、架電、文書送付を行うとともに、「和ネット」と称するウェブサイトに抗告人を誹謗中傷する虚偽の書き込みを行うなどしたことから、抗告人の平穏かつ安全に業務を遂行する権利が侵害され、抗告人の社会的評価が低下し、同和歌山支店の預金が解約される等の損害を被ったと主張して、抗告人が、抗告人の相手方に対する債務の不存在確認を求めるとともに、相手方に対し、不法行為に基づく損害賠償金100万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。
- (2) 記録によれば、抗告人の本店所在地は大阪市内であるが、相手方の住所地は和歌山市内であり、抗告人和歌山支店も同市内に存し、抗告人の主張する不法行為は大阪市内又は和歌山市内で行われたというのであるから、本件訴訟は、大阪地方裁判所（不法行為上の義務履行地及び不法行為地）及び和歌山地方裁判所（普通裁判籍所在地及び不法行為地）の管轄に属するものといえる。
- そこで、本件訴訟をいずれの裁判所において審理すべきかを検討する。基本事件の主要な争点は、相手方が抗告人に対して有する旨主張する定期預金等の債権の存否、及び、抗告人主張に係る相手方の不法行為の成否であると解されるところ、抗告人の主張を前提としても、相手方は和歌山市内で行われた取引による債権を抗告人に対して有する旨主張するものと推測されるし、相手方の不法行為の殆どは同市内で行われているから、基本事件に関する証拠の多くは和歌山市内に存在すると考えられる。抗告人が証人申請を予定している前和歌山支店長の現在の勤務地は神戸支店であるというが、訴状の記載からは、より適格な証人もうかがわれる上、相手方の住所地は和歌山市内であるから、人証の取り調べに関する便宜については大阪地方裁判所が優越するとはいえない。また、抗告人は、近畿地方に多くの事務所を有する信用組合であり、専門家である弁護士に訴訟活動を委任しているのに対し、相手方は、一個人であって、

平成29年4月下旬ころに両目の白内障手術を受けている。これらの事情を総合すると、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため、本件訴訟を和歌山地方裁判所に移送することが相当である。

抗告人は、訴訟代理人が和歌山地方裁判所に出頭することとなれば、出頭のための時間を要するため期日指定できる日が制約され、訴訟進行が遅滞するなどと主張するが、大阪・和歌山間の移動の負担が小さいものであることは、抗告人も認めるところであり、また、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことも可能であるから、抗告人の訴訟代理人が同裁判所に出頭しなければならないことにより本件訴訟の進行が著しく遅滞する可能性は低いと考えられる。

(3) したがって、民事訴訟法17条に基づき、本件訴訟を和歌山地方裁判所に移送することが相当であり、これと結論を同じくする原決定は正当である。よって、主文のとおり決定する。

平成29年6月30日

大阪高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 佐 村 浩 之

裁判官 大 野 正 男

裁判官 武 宮 英 子

これは謄本である。

平成29年6月30日

大阪高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 安達正彦

